

令和元年第16回

荒川区教育委員会定例会

令和元年8月23日

於) 特別会議室

荒川区教育委員会

令和元年荒川区教育委員会第16回定例会

| | | |
|--------|---|--|
| 1 日 時 | 令和元年8月23日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長 委 員 委 員 | 高 梨 博 和 繁 田 雅 弘 長 島 啓 記 |
| 4 欠席委員 | 教育長職務代理者 委 員 | 坂 田 一 郎 小 林 敦 子 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長 教 育 総 務 課 長 教 育 施 設 課 長 指 導 室 長 教 育 セ ン タ ー 所 長 生 涯 学 習 課 長 ゆいの森課長 地 域 図 書 館 課 長 書 記 書 記 書 記 書 記 | 三 枝 直 樹 山 形 実 加 藤 弘 瀬 下 清 飯 田 秀 男 漆 畑 研 太 小 林 弘 幸 成 瀬 慶 亮 大 久 保 和 彦 小 川 綾 一 早 坂 利 春 宮 島 弘 江 |

(1) 審議事項

議案第 2 6 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について

議案第 2 7 号 地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について

議案第 2 8 号 平成 3 0 年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について

(2) その他

教育長 定刻になりましたので、ただいまから荒川区教育委員会令和元年第16回定例会を開催いたします。

初めに、出席者数の御報告を申し上げます。坂田委員、小林委員より、欠席の御連絡がありました。本日、3名出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、繁田委員、長島委員、御兩名にお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

6月14日開催の第11回定例会及び、6月28日開催の第12回定例会の議事録ができてまいりました。本日御欠席の坂田委員、小林委員、並びに前教育委員の高野氏、小池氏には、事務局から確認させていただくことを御報告させていただきます。

それでは、議事日程に従いまして、議事を進めます。

本日は、審議事項が3件となっております。

初めに、議案第26号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第26号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について」でございます。

提案の理由でございます。令和元年度荒川区議会定例会9月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

内容でございます。制定の理由でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正、令和2年4月1日施行となります。それに伴いまして、一般職の非常勤職であります「会計年度任用職員」制度が導入されることなどから、規定を整備するものでございます。

主な制定の内容でございます。職の設置という形で、フルタイム職（週38時間45分勤務）、これが区切りになってございまして、そこまでがフルタイム職。及びパートタイム職（38時間45分未満勤務）を設置するものでございます。

給付の種類でございます。フルタイム職につきましては、給料、手当、手当の中には、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、期末手当、退職手当等がございます。及び旅費を支給するものでございます。パートタイム職でございます。給料・手当に相当する報酬。費用が報酬となります。期末手当及び通勤手当・旅費相当の費用弁償。こちらも費用弁償を支給するものでございます。

給料及び報酬の額の決定でございます。原則といたしまして、現行の一般・上級一般の非常勤につきましては、1級職の給料表を適用しまして、主任以上、主任及び上級主任という

称号がございますけど、それについては、別途定めさせていただきたいと考えてございます。

期末手当の支給でございます。会計年度任用職員、原則といたしまして、任期が6カ月以上の者につきましては、常勤職員と同じ支給割合、今、考えておりますのが2.6カ月分。で期末手当を支給するものでございます。

費用弁償等の支給でございます。臨時職員に相当する職員を含めまして、支給要件に該当する場合、通勤手当又は費用弁償を支給するものでございます。

施行期日でございます。令和2年4月1日。職員の退職手当に関する条例付則による改正につきましては、公布の日とさせていただきたいと思っております。

2枚目以降に、実際に条例を改正する文章が載ってございまして、下線が引っ張ってあるところについて、今回、改正前、改正後となっているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いたします。

長島委員 意見というより、質問ばかりになるかと思います。

現在の通常の職員といいますが、それと、現在は非常勤職員がいるのですか。その非常勤職員が、ここで言う新しくできる会計年度任用職員となって、一部ですかね。来年の4月からは通常の常勤の職員と、この会計年度任用職員と、あと非常勤というのがまだ残るという理解でよろしいですか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 少し補足も含めまして、説明させていただきます。

会計年度任用職員の制度につきましては、今現在、私どもの一般職という形で常勤職員がでございます。そのほかに、今現在で非常勤職員及び臨時職員というものがあつたのですが、国においても非常勤職員ですとか、臨時職員が各自治体で、なかなか統一がとれていないということがございまして、今回、地方自治法及び地方公務員法で、一定の常勤に近いような形で制度を統一することになりました。

そのため、荒川区においても今まで非常勤及び臨時職員と言っていたものを、基本的には来年の4月以降については会計年度任用職員という形になります。フルタイム職については給与という形ですけど、パートタイム職につきましては、これまでも報酬だったのですが、報酬の中で期末手当相当分を常勤に近い形に制度を整備するものでございます。

教育長 会計年度任用職員も非常勤なのだけど、非常勤職員としての職はなくなるのですよね。すべて置きかわるということですね。

教育総務課長 はい。おっしゃるとおり、今までの非常勤職員、臨時職員が全員、会計年度任用職員となります。ただし、審議会の委員や嘱託医などについては、今までどおりの報酬で

ございます。

長島委員 もう一つ。その常勤職員と、ここで言う、今度は会計年度任用職員ですけれども、教育委員会の絡みですと、例えば学校の教員で、非常勤と臨時は、具体的にこういった形になるのですか。

教育長 事務局と学校、それぞれ説明をお願いします。

教育総務課長 学校については都費でございますので、都の方で会計年度任用職員という形になります。区のものでいうと、教育委員会事務局においては、例えば用務職の非常勤ですとか、学校の図書館の司書ですとか、特別支援の関係の支援員とか補助員ですとか、教育委員会の中でも非常勤がかなりおりますので、それが全員、会計年度任用職員に来年の4月から変わります。

教育長 次に学校について、瀬下室長。

指導室長 今の回答で網羅されておりますが、東京都が採用される教員の中で職層もありますし、東京都の中で非常勤教員という形で、都の時間講師という立場で入ってこられる方、また、特別支援教育関係で入ってこられる方、そういったいろいろな職がいらっしゃるの、そういった方々の常勤でない方が、会計年度任用職員になります。

教育長 講師の先生、専科の先生だとか、学校によっては常勤の教員が年度の途中で退職したり病気になったりしたときに充てる教員もこの会計年度任用職員になります。

これまで非常勤職員については、ボーナスの支給がなかったのですけれども、法律が改正されて、そういった職員にもボーナスが支給されるようになります。そのために、教育委員会においても先ほど担当から御説明させていただいたように、意見の聴取が区長から求められているということでございます。

繁田委員 今の説明でわかりました。一般の公務員の給与のことをなぜ教育委員会で議論しているのかなと思ったのですけど。学校の先生もその中に含まれているのでということですね。

教育長 加えて、教育委員会として、先ほど教育総務課長から御説明したように、区の費用で学校図書館の司書ですとか、教育委員会事務局の事務補助とかで、非常勤職員を雇用していますので、そのことも含めて区長部局に意見を申し述べるという形になります。

繁田委員 わかりました。

教育長 よろしいでしょうか。

ほかにないようであれば質疑を終了いたします。

議案第26号について、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

教育長 討論を終了いたします。

議案第26号について、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。

議案26号「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について」は原案のとおり決定といたします。

続きまして、議案第27号「地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について」を議題といたします。

山形課長、説明をお願いします。

教育総務課長 議案第27号「地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について」でございます。

提案の理由でございます。令和元年度荒川区議会定例会・9月会議に提案するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

制定の理由でございます。地方公務員法の改正に伴いまして、関係条例の文言整理を行うためでございます。

具体的な内容につきましては、その下の制定内容でございます。成年被後見人の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が、今年元年度の6月14日に公布されまして、地方公務員法の一部が改正されたものでございます。

具体的に申しますと、地方公務員の職員となることができない者の規定の中に、欠格条項といたしまして、成年被後見人及び被保佐人というのが入ってございました。それを今回削除させていただきまして、成年被後見人及び被保佐人であっても公務員となることについては可能となったものでございます。

施行の期日でございます。令和元年12月14日でございます。

2ページ以降につきましては、この条項に関するところを削除したものを記載してございます。

説明は以上でございます。

教育長 本件につきましても、区教育委員会の教職員のうち、教員については都の職員ですので、同じような形で東京都において条例改正がなされるものと考えてございます。

今回については、教育委員会事務局のうち、教員を除く区の職員について適用されるものでして、適用される職員のことについて、区長部局に対して意見を申し述べるために、区長から意見の聴取があったものでございます。

本件につきまして、御意見、御質問等がございましたら、お願いいたします。

繁田委員 条文というのが慣れていないのですが、今、説明していただいたとおりかもしれない。いわゆる御本人として後見制度を利用している方でも、職員になり得るという理解ですよ。

教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。やはり人権も含めまして、後見人制度の前は治産主義者という表現もございましたけど、それが成年後見の制度になったのですが、やはり障がい者雇用もそうだと思うのですが、選考を得る権利そのものをとるのではなくて、受験の可能性についてはここで規定をさせていただいて、当然選考でございますので、各自治体等で選考はございますけど、受ける条件としては、今回の場合で可能となったということでございます。

繁田委員 わかりました。もともと後見制度は、後見、保佐、補助ともう1個あるんですけど、補助はもともと入っていなかったということですよ。

教育総務課長 はい。

繁田委員 わかりました。単純なことでした。ちょっとわからなくて。ありがとうございます。

教育長 御理解いただき、ありがとうございます。長島先生、よろしいでしょうか。

長島委員 いわゆる欠格条項に係る部分が削除されたので、後ろに書いてある法令の改正前のアンダーラインのところは、みんなそれにかかわるところという理解でよろしいわけですね。

教育総務課長 おっしゃるとおりでございます。関連するものについて全部削除する形になります。

教育長 そのままだと、法令違反になってしまうということです。

長島委員 わかりました。

教育長 そのほか特にないようございましたら、質疑を終了とさせていただきます。

議案第27号について、異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認めます。

議案第27号「地方公務員法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例に対する意見の聴取について」は原案のとおり決定いたします。

第3番目といたしまして、議案第28号「平成30年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」を議題といたします。

説明をお願いします。山形課長、お願いします。

教育総務課長 議案第28号「平成30年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」でございます。

提案理由でございます。令和元年度荒川区議会定例会・9月会議で認定に付すために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

具体的な内容でございます。平成30年度一般会計、歳入の決算を御覧いただければと思います。分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都支出金、財産収入、諸収入、特別区債という形で教育関係の予算の歳入が示されるところでございます。基本的には、歳出に伴う歳入でございますので、例えば分担金、負担金につきましては、歳入の収入率については91.2%、使用料については94.5%、国庫補助金につきましては11.1%、都支出金については82.5%、諸収入については95.3%、特別区債については41.5%となっております。後ほど、歳入ですとか、歳出の具体的な内容については説明させていただければと思います。

その下の歳出につきましては、まず教育費全体でございます。予算現額が、80億4,313万5,000円でございます。支出済額が、73億5,033万7,233円。翌年度繰越額、後ほど説明させていただきますけど、繰り越しをしているものがございまして、これにつきましては103万2,000円。不用額といたしまして、教育費全体で6億9,176万5,767円。執行率につきましては91.4%でございます。その下、各項目についても決算額が載っておりますけど、2ページ目以降のところ、また説明させていただければと思います。

まず、1ページおめくりいただきまして、先ほどの歳入の部分でございます。総括表の上の方については同じ数字が記載してございますので、御覧いただければと思います。

主な事項でございます。分担金及び負担金については、こども園の給食費などがここに計上されてございます。使用料及び手数料については、幼稚園こども園の保育料ですとか、教育使用料。国庫支出金につきましては、学校施設整備費ですとか、子ども子育て支援交付金、地方創生推進交付金、こういったものが対象となっております。例えば、子ども子育て支援交付金については学校の安全パトロールなどに充当されてございます。都支出金につきましても学校施設整備費ですとか、昨年については学校における働き方改革プランを策定いたしましたので、補助金を表記してございます。該当となりましたのがプランの作成費用と、9月から稼働します、校務支援システムが補助の対象となっております。その下は、学校支援ボランティア推進協議会の事業補助金などがございまして。財産売払収入については、ピアノの売り払い。諸収入については、校外施設、例えば下田臨海の賄収入。あとは、奨学資金貸付、貸し付けた分の返還分について記載をしてございます。

裏面を御覧いただければと思います。今度は教育費の決算（歳出）でございます。金額に

つきましては、先ほどと同等でございます。

主な事業を先に御説明させていただければと思います。児童安全推進員の配置、学校体育館における空調設備の設置。これについては、昨年はモデル的に4校を設置した経費でございます。その下、タブレットPCを活用した学校教育の充実、特別支援教育の推進、教育ネットワークシステムの運用、学校図書館活用の支援・推進、学校パワーアップ事業、小中学校の英語教育の推進といったものが主な費用でございます。

基本的には、支出が91.4%でございますので、執行率はかなり安定してございますが、その中でも不用額が出たものについて、下に記載をしております。

事業実績の減につきましては、ここに記載がございますように、額的にはかなり多いのですが、2億6,337万円。例えば、各種援助費は就学援助という、経済的理由により就学が困難な家庭に給食費などを支援する費用については、申請具合ですが、実績の減などがございます。また、その下の大規模整備費は、例えば、学校用地など隣接の土地などを買うものについて、実績減がございました。あとは、小中幼などの光熱水費などが実績減でございます。

その下、事業未実施。未実施と言うと、何となくマイナスのイメージがあるのですが、そうではなくて、例えば、教育用コンピューターの運営につきましては、予算はついていたのですが、今年、教員用パソコンのちょうど更新時期でございましたので、1年間ですと、その分を見送ったという形になりました。また、教材教具についても道徳科が教科化をしたものですから、副読本の必要がないので実施をしませんでした。

人件費の実績については、人員配置でございますので、増える年と減る年がございます。

執行努力でございます。食育の教材等在庫があるものを活用しまして、支出減となったものがございます。

契約差金については、2億5,713万4,000円で大きくなってございます。小中学校の大規模整備に関する工事請負の契約差金。契約の際に、落札で差金として出てございます。また、その下の教育ネットワークについても校務支援システムの導入の委託に伴う差金が出てございます。これにつきましても契約差金というだけでは意味合い的に何となくマイナスのイメージがとられるのですが、プロポーザル方式で契約を行い、適正価格で契約を行ったりですとか、大規模整備に関しても、昨年ですと、学校のブロック塀の整備が優先されましたので、そちらの方を優先した形で差金が出たということでございます。合計といたしまして、6億9,176万6,000円の不用が出てございます。

翌ページ以降については、実際の9月会議に提出されます決算説明書の明細が記載されてございます。御覧いただければと思います。

この後に青い冊子で、主要事業の決算資料というものを今回添付させていただいてございます。

1 ページ目につきましては、先ほどの額がそのまま出てございますので、御覧いただければと思います。

2 ページ以降については、予算の時期と決算の時期に同じような資料を出すのですが、まず、教育総務課の主な事業がここに記載されてございます。例えば、中ほどにございます、学校安全対策費については、学校安全パトロール。小学校の低学年については区の方で委託をしまして、シルバー人材センターの職員が、通学路で一番近いところまで見守るといったものが入ってございます。その下の児童安全推進員というのは、学校の入り口にスクール安全ステーションという、関所のようなものを設けてございます。そこに常駐していただいています。これも同じようにシルバー人材センターに委託をしてございます。

3 ページについては、児童交通安全対策。これは、昔から緑のおじさんおばさんと言っていた、交差点のところで、児童が信号を渡るところを見守る事業などがございます。そのほか、3 ページまでは教育総務課の事業が記載してございます。

4 ページ、5 ページについては、教育施設課の事業が載ってございます。基本的には、先ほどの決算のところでも出ましたけど、学校の大規模整備工事といったものが、各金額の中で、緊急度合いが高いものについて、優先的に実施をしてございます。

6 ページ以降が、学務課でございます。今年度につきまして、教育委員会内部で学校の事務に対する見直しをしましたので、これは、30年度の事業立てで学務課に入ってございますけど、今年度、教育センターにも新たに教育管理職を設けましたので、元年度はこの区切りとはちょっと変わっておりますけど、ここに記載をしてございます。6 ページについては、学校管理運営という学校に必要な経費を記載してございます。例えば、教材教具については、児童生徒が使う教材の経費を各学校に令達をしていたりですとか、学校図書館の整備についても、昨年は学務課で、今年度からはセンターの方になっているのですが、荒川区が誇る学校図書館の整備などがここに記載をしてございます。その下がタブレットPC。先駆的に取り組んでおりますタブレットなどがここに載っております。

7 ページでは、学校保健。健康診断ですとか、医師会、歯科医師会、薬剤師会の検診などがここに載っております。

めくっていただきまして、8 ページ。学校給食も学務課で事業を行っているところがございます。その下の特別支援教育につきましては、昨年度については学務課で実施をしてございますけど、令和元年度に関しては教育センターの方で実施をしております。特別支援学級などがこちらに記載してございます。

9ページの11番に、先ほど申し上げました、就学援助がございます。例えば、給食費ですとか、学用品費などを支給しているものでございます。その下が、歳入のところでございますが、奨学金の貸付についての返済がございます。今は、返済免除の要件を設けまして、給付型に近い形の奨学金の方にシフトをしてございます。

次ページに幼稚園、汐入こども園の運営についても、現在も学務課の方で所管をしてございます。

11ページ以降については、指導室が所管をしているものが載ってございます。学校パワーアップ事業につきましては、各学校がマニフェストを作成しまして、それに基づく教育費用について、学校長の裁量に委ねる形で費用をこちらの方から令達してございます。

12ページについても学校図書館の活用という形で、昨年度については指導室の方でございましたが、今年については教育センターに移管しているところでございます。

あとは、13ページに小中の一貫の英語教育という形で、英語教育については、指導室が行っているのですが、例えば、(3)にありますワールドスクールは、8月の上旬にあります、秋田の方に中学生が行ってございます。また、昨日まで小学生が清里に行った事業については、今年度は学務課で実施をしてございます。

14ページの中ほどにあります、防災ジュニアリーダー。全中学校に防災部がございます。地域防災計画の中でも防災ジュニアの育成といった視点がございますので、防災部についても今後とも充実を考えてまいりたいと考えてございます。

そのほか、16ページには移動教室。夏期施設については、学務課でございますけど、移動教室については、指導室の方で所管をしてございます。

17ページに教育センター。昨年度については、指導室の所管の中に教育センターが入っていたもので、こういった記載になってございますけど、不登校ゼロプロジェクトという形で、適応指導教室などの運営が入ってございます。そのほか、先ほどから申し上げている、特別支援ですとか、図書関係ですとか、そういったものが本年度については教育センターの方に移っているところでございます。

18ページ以降については、生涯学習課が実施をしている事業でございます。青少年活動ですとか、成人の日のつどい。

また、20ページ以降については、成人教育ですとか、文化教養などがここに記載をしてございます。

文化財保護についても22ページ以降について、記載をしてございます。

24ページが、生涯学習施設で、先ほど申し上げました清里高原ロッジですとか、町屋文化センター、生涯学習センター、ふるさと文化館という指定管理などに委託をしている施設

を掲載してございます。

25ページについては、ゆいの森課の事業でございます。ゆいの森も2年以上経過して、定着をしているところでございます。

最後の26ページについては、地域図書館課の事業を掲載してございます。後ほど、具体的な資料の内容については御覧いただければと思います。

雑駁ではございますけど、御説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

教育長 ただいま説明をさせていただきました。議案第28号につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

繁田委員 表の見方がよくわからないのですが、例えば、一般会計歳入のところで、予算現額というのがあって、合計が7億2,800万。それで、収入済額が半分以下ですよ。これ予算の半分しか収入がないということなのですか。

教育総務課長 項目を御覧いただければと思います。歳入の総額のところだと、かなり歳入率が悪く見えてしまうのですが、例えば、分担金ですとか、使用料ですとか、そういったものについては90%ほどございます。国費についてはやはり想定していたもの、例えば、土地等を買ったりすると、それに対する国費が入るのですが、土地を買わなかったりすると、歳出に伴って歳入も入らないという形になります。

この中で特に大きいのは、特別区債。例えば、地方債という形で、事業に充てた起債、特別区債を立てるのです。それをあまり立てないと、歳入としては増えない。借金はあまりしなかったという形になります。歳入が減っているので悪いイメージにとれてしまうのですが、これについては、例えば、起債を起こさないというのは、借金をつくらないというので、それほど悪い内容ではないかなと思います。

繁田委員 なるほど。わかりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

特に歳入についてわかりにくいです。特別区債など専門的な言葉が出てきてしまっているのですが。当初、一般財源では足りなくて、起債を起こさなくてはいけないと想定していたのですが、職員の執行努力ですとか、大規模工事の契約に当たって、競争入札で工事費が下がったので、その分借り入れなくて済んだとか、そういうことがございます。

長島委員 やはり繁田委員がおっしゃったのと同じで、収入済額が3億ぐらい。その下の支出済額が7億ということで、どうなってしまうのか、わかりにくいなという感じがします。

教育総務課長 結局、荒川区と、区全体で運営をしております。現金を持っているのと、基金という貯金、あと、起債という借金がございまして。それを合わせて全部の事業に年度当初は歳出に対して充てております。例えば、契約差金。先ほど教育長が申し上げたように、契

約差金が出たとすると、現金が余っています。そうするとその分を、起債を立てなくても荒川区としては済むので、教育費の部分では起債を立てない、歳入がマイナス。オール荒川区の中でやっているの、ちょっとわかりづらくなっているのです。

教育長 これだけ見ているとわかりにくいのですね。例えば、歳入としての収入済額が3億5,000万円しかないですよ。なのに、支出済額の合計が73億円となっております。3億円の収入しかないのにどうして73億円も使えるのかというと、その差額は、結局一般会計から教育委員会に出しているという形になります。

教育総務課長 例えば、教員費の歳出の不用額のところを御覧いただくと、7億ぐらいあります。そうすると、その分特別区債のところの2億4,000万の起債を立てなくても賄ってしまう。要するに、現金があるということです。ちょっとわかりづらいですけど。要するに借金をしないで済んだということになります。

教育部長 歳入は、今ここに書いてあるのは、特別財源であります。これのほかに、一般財源、それは区税収入ですとか、そういったものが原資になっておりまして、ここには書いていないのですけれども、その一般財源も投入しながら歳出に充てておりますので、それで歳入と歳出がちょっとアンバランスになっているのですけれども、最終的には一般財源も充てながら、区としては財政運営しているという状況になっております。

教育長 ただいま三枝部長から説明あったように、区民の税金ですとか、そのほかの財源も含めて、教育費や図書館費、そして生涯学習に対しても一般財源をかなり充てていただいています。そういった意味では、ただいま、個別に主だった事業について御説明させていただきましたけど、多くの教育関係の事業が昨年度も一般財源を活用することで実施できている状況でございます。

教育総務課長 先ほど、説明すると言って漏れていたのに気が付きました。翌年度の繰越額のところの説明を申し上げると言って、漏れてございました。繰越額というのは、平成30年度に実施をしようとして契約をしたのですが、完了しなかったものでございます。これについては、具体的には学校のプールの塗装改修を、実際に契約したのですが、その業者が倒産してしましまして、年度内にできなかったもので、それについては翌年度に繰り越しをして、今は完了しているものでございます。これが繰越額。漏れて申し訳ありませんでした。

教育長 今年のプールには間に合ったのですか。

教育総務課長 間に合っています。

長島委員 資料の説明の中で、どこかでブロック塀という話がありました。そのことについてちょっと教えていただけますか。

教育施設課長 ブロック塀につきましては、決算資料の4ページにブロック塀という具体的な

表現はないのですが、学校管理の校舎・園舎修繕の方になります。

教育長 予算額より決算額の方が増えているからね。

教育施設課長 こちらの方も都からの補助金とかも使いながら、危険な学校のブロック塀についてはほとんど修繕を終えています。

教育総務課長 補足させていただければと思います。昨年の悲惨な事故。

教育長 大阪北部地震ですね。

教育総務課長 あの地震のあと、全施設について緊急点検を行いました。そうしますと、控え壁という、後ろを斜めに支える壁がなかったりというので、昔の基準ではよかったようなのですが、現在の耐震基準では難しいものが出てきました。

例えば、北部地震のときはプールの塀がありましたけど、それを近隣との関係なのですかね、コンクリート塀の下がっているところをブロック塀で埋めるようなものがありました。これが北部地震では倒れました。同様のものが荒川区にもございましたので、それについては全部すぐ撤去をいたしまして、その後に金属製のフェンスで覆うという工事を、最優先で行いました。夏の終わりぐらい、ほぼ8月、ちょっと9月に入ったのもありますけど、それについてすぐ対応いたしました。その中で工事で可能なものについては、プール期間も実施をすることができました。

そのほかに校舎の周り、隣地との境のところに、1.2メートル以上のブロック塀があるものについてもやはり対応が必要になりました。ただ、これについては、お隣と協議をする必要がございましたので、それについても協議をして、撤去なり補強なり、控え壁をつけて、アームなどをつけて、大体10月、11月ぐらいまでの間に全部終わらせるような形になって、今現在は、対象となる施設についてはほぼ完了しているところでございます。

教育施設課は、猛暑でエアコン修理が大変で、非常に工事が集中しましたので、ほかの部にも応援をいただきまして、ブロック塀の対応を行ったところでございます。

教育長 よろしいでしょうか。

第28号につきまして、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

教育長 異議ないものと認め、第28号「平成30年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」は原案のとおり決定といたします。

予定しておりました事項は以上ですけれども、事務局から連絡事項はありますか。

教育総務課長 教育委員会の日程等について変更がございますので、御確認いただければと思います。

また、机上に秋の運動会の日程がございます。中学校については、春で終わってしまった

のですが、小学校についてはまた9月にございます。もし、お時間等予定がとれましたら、御覧いただけると幸いです。また、中学校の連合体育大会を開催してございます。それについても、もしお時間があれば、ぜひ御視察いただければと思います。

以上でございます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

では、以上をもちまして教育委員会第16回定例会を閉会といたします。

了